

日本の学校教育における日本音楽

— 3 —

中学校（学習指導要領）編：2（昭和44年）

青 柳 孝 洋

はじめに

本稿は第2次世界大戦以降の戦後学校教育において、日本の学校の教育で日本の音楽がどのように扱われてきたかを論じたものである¹。前々稿（青柳孝洋 2012）では小学校の、前稿（青柳孝洋 2013）では中学校の教育目標と教材例について知るために、文部省・文部科学省によって発行された学校指導要領を主な資料とした。前稿においては紙幅の都合上、昭和22年（1947年）発行の試案から遵守が義務付けられ始めた昭和33年（1958年）の学習指導要領までの版について扱った。青柳（2012, 2013）に続き、本稿でも日本の学校教育における日本の音楽の扱いを調べる。

前々稿（青柳孝洋 2012）において、学習指導要領の中で紹介されている教材の例の多くは同指導要領の中で掲げられている教育目標に合致しておらず、教材としては不適切であることを指摘した。そして前稿（青柳孝洋 2013）では、教育目標と教材例を比較検討していくなかで、教育目標自身の間に多くの矛盾点について指摘した。

たとえば、学習指導要領とは²、文部（科学）省が国の行政機関として、日本全国「どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため（傍点筆者）」の「教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準」と「小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容」を定めたものであるとされている。しかし、「各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成」するものとされており、この2文においてだけをみてもすでに矛盾が生じていることは前稿（青柳 2013）で指摘した通りである。

青柳（2012, 2013）で指摘したこれらのことと本稿でも引き続き着目していく。主に共通教材と称されるものについて述べていくことになるが、それは学習指導要領において共通教材が必ず共通に取り扱うべき内容として提示されているためである。本稿では昭和44年発布（昭和47年4月施行開始）の中学校音楽科用の学習指導要領を調べることとした。

昭和44年学習指導要領

教育基本法と学校教育法の制定にともない最初の学習指導要領試案が発行された昭和22年（1947年）から数えて4回目の改訂版は昭和44年（1969年）に発行された。高度経済成長が終盤に差し掛かり、いざなぎ景気で日本の国民総生産額（GNP）が世界2位となったものの、工業化の弊害として発生した公害病が社会問題化した頃もある。

この頃の、教科としての音楽の目標は、「音楽の表現や鑑賞の能力を高め、鋭敏な直観力と豊かな感受性を育て、創造的で情操豊かな人間性を養う。」と述べられた後に以下の4つがあげられていく。

1 地方行政機関の県・市などに設置されている教育委員会は、地域における教育行政組織として存在し、多くは所管学校の管理や教員人事などの教育関連事務をその主な業務としながら、教科書の採否を含め、教材の取り扱いなどにおいても関与する。

2 文部科学省「学習指導要領とは何か？」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm（2012年12月8日閲覧）

る³。

- 1 歌唱、器楽、創作の喜びを味わわせるとともに、それらに必要な技能に習熟させ、音楽によって創造的な表現ができる能力を伸ばす。
- 2 わが国および諸外国のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、音楽が鑑賞できる能力を高める。
- 3 音楽の諸要素について感得し理解させるとともに、楽譜に関する知識や技能を高め、自主的、創造的な音楽活動の基礎的な能力を伸ばす。
- 4 わが国および諸外国の音楽文化を理解させるとともに、よい音楽を生活に生かし、生活を明るく豊かにする態度や習慣を育てる。

(『中学校学習指導要領』昭和44年「第2章 各教科、第5節 音楽、第1 目標⁴ より)

どのような理由からこのような並び順になったのかは不明であるが、第1番目と第3番目に書かれている目標は主に音楽の技術的な能力に関わりがある課題である。一方、目標の第2番目と第4番目は美学的な価値判断を要求するものが入り込んできている。情緒的かつ価値基準が曖昧な音楽というものについて、良質なものと俗悪なものに分別して俗悪な音楽を排除していこうという政府の企図は明治期から変わっていない。ただしここで確認しておきたいのは、第2番目と第4番目の2つの目標の中身はほぼ同じであり、その点で冗長であるが、「わが国および諸外国の…」という表現で日本の音楽を扱おうという態度を示していることである。このことを念頭におきながら、各学年の目標と内容の中で日本音楽に関する表現が登場する部分を以下に言及する。

第1学年の目標は7つあり、そのなかで日本の音楽にかかわるものは、「(6) 郷土の音楽やわが国および諸外国の民謡、民族音楽に親しみをもたせる。⁵」と6番目に登場する。ある意味非常に常識的なことかもしれないが、このようなことをわざわざ書いておかなければならないのは、西洋（とそれに準じた）音楽を教えることが日本の学校では一般的であることが理由であると考えられる。学校教育の中で西洋の音楽を基本として教え込もうとしている姿勢が、内容で明確に示されている。

日本音楽についてどれだけの比重がおかされているのか、内容の説明分の分量で比較してみると、「基礎」としてあげられている、(1) リズムに関してア、イ、ウの3つ、(2) 旋律にア、イ、ウ、エ、の4つ、そして(3) 和声にはアトイの2つの細目が書かれているのであるが、日本音楽に関する記述は、「(2) 旋律に関して、音の高低、音階の特性、フレーズのまとまり方および音程の特徴を感得し理解させる。」の細目中の、「イ 長音階、短音階および日本の音階における全音と半音の位置がそれぞれに異なること。(「2 内容、A 基礎」より)」にあるのみである。上記引用中「日本の音階」とあるが、当指導要領では「陽および陰の両音階」としている。陰と陽それぞれについて1種類だけ確固とした音階が存在するというわけでもないにもかかわらず、このような記述をしてしまうことは問題があるだろう。明治政府の音楽取調係として有名な伊沢修二や瓜生寅の「日本音曲調子ノ弁」における7音音階説などに反駁する形で登場した上原六四郎の都節・田舎節の2つに分ける説の影響を受けたものと思われるが、学習指導要領は何も典拠を示さない⁶。具体的に陰と陽の2つの音階がどのような構造を持つものなのか昭和22年の小学校学習指導要領⁷に書かれていることが継続されていると仮定すると、以下の2種の5音音階になる⁸。上原六四郎(1895)が『俗楽旋律考』で示

3 <http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm> (2013年10月1日)

4 <http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm> (2013年10月1日)

5 「第5節 音楽、第2 各学年の目標および内容、第1学年、1 目標」より。

6 上原六四郎(1895)『俗楽旋律考』。伊沢たちの考えは一端を音楽取調所(編)『音楽取調成績申報書』にみることができる。

7 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap9.htm> (2013年10月6日)

8 ここで示されている絶対音高・微分音程の違いは無視して、音階音の隣り合う2音の音程関係に還元して整理する。低いほうから半音を1として表記した場合、陰音階とされているものは1-4-2-1-4、そして陽音階は2-3-2-3-2と表せる。

した上行、下行音階の区別は学習指導要領では無視され単純化されている⁹。

(例) ロ調陰音階(数え歌) ト調陽音階(麦かり)



内容には「基礎」のほかに、「歌唱」、「器楽」、「創作」、「鑑賞」という項目がある。説明に使用される用語は西洋音楽の理論で使われるものであり、西洋音楽の理解が前提になっていることが分かる。たとえば、歌唱では、「フレージングを考えて歌うこと。」や「スタカート、レガートおよびマルカートの歌い方や速度、強弱の変化に応じた歌い方に慣れること。」などの用語が登場し、また日本音楽には無い「指揮者の指示に従って歌うこと。」など西洋音楽の合唱を想定した表現も当たり前のように出てくる(「B 歌唱、(2) 歌唱表現のための技能を伸ばす。」中のウ、エ、カより)。

歌唱で使われる教材について、以下のような指示がある。

(4) 歌唱教材として、次のような教材を選んで指導するものとする。

- ア 曲態は、齊唱(せいしょう)、輪唱ならびに二部および三部の合唱(多声的、和声的なものを含む。)とし、特に合唱に重点をおくものとすること。
- イ 曲種は、わが国や諸外国の民謡および古典の歌曲から現代の歌曲までのうち、平易で親しみのあるものとすること。
- ウ (省略)
- エ 歌詞は口語体を主とするが、すでにわが国において歌い慣れている歌曲の歌詞や学習している外国語の平易なものは、そのまま用いてもよいこと。
- オ 次の4曲を、共通教材として含めること。

「こきりこ節(ぶし)」富山県民謡

「わかれ」岡本敏明(としあき)作詞、ドイツ民謡

「赤とんぼ」三木露風作詞、山田耕作(こうさく)作曲

「子もり歌」内藤濯(あろう)作詞、シューベルト作曲

(「第5節 音楽、第2 各学年の目標および内容、第1学年、2 内容、B 歌唱」より)

上記項目イとエにおいて「わが国」という言葉遣いが見られ、そのうちイにおいて「古典の歌曲から現代の歌曲までのうち、平易で親しみのある」歌曲を選ぶようにという指示がされている。具体的な曲名は記述されていないものの、唱歌に類するものを想定していたのではないだろうか。オに書かれている共通教材の4曲中その1曲に富山という特定の地方の民謡がとりあげられた。この曲をなぜ共通の教材として取り上げたかは別として、特定の地方の民謡をとりあげたことが学校現場で問題を生じさせる結果となった。こきりこ節は富山地方のものであり、全国的な歌ではないため、他の地方の教師は訓練を受けてきた音楽とは異なる種類のものであるために、どのような歌い方が正しいのか、

⁹ この譜は上原(1895)の示した陰・陽旋の上行形と同じである。下行形の音階音の音程関係を下から上へ、1を半音として表記すると、陰旋が1-4-2-1-4、陽旋が2-3-2-2-3となる。

そしてどのように教えたら良いのかわからなかったのである。鑑賞教材としては、学習指導要領の遵守義務付けが開始された昭和33年の版にすでに「江差追分」が共通に教えられるべきものとして掲載されているが、演奏（歌唱）を伴うものとして特定地域の音楽が選ばれた初めての例である。そして「江差追分」はいわゆる「追分様式」につながる歌としてその類型は各地に存在することを考慮すると、他地方の学校にとって、「こきりこ節」はより難易度の高い課題であったはずである。

器楽においては、「曲種は、わが国および諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、平易で親しみやすいものとすること。」（C 器楽、（4）次のような楽器の編成および教材を選んで指導するものとする。ウより）という記述が日本音楽に関するものとしてあるのみであり、創作においては日本音楽関連の記述は全く無い。当学習指導要領でも、日本音楽に関する言及が比較的多いのは鑑賞を扱った部分である。

鑑賞の授業については目標の1つ目に、「いろいろな楽曲のもつ美しさやおもしろさを味わわせ、鑑賞する意欲を高める。」とあり、その中の項目イで、「日本の音楽や諸外国の音楽がもつそれぞれの特質やよさを感じ取って聞くこと。」とされている¹⁰。そして、「日本の音楽には、独特的な演奏形態や表現のしかたがあることを知ること。」とされている¹¹。これは目標の3番目、「鑑賞に必要な理解を得させる。」の下部項目であるが、しかし演奏形態や表現について理論的に説明する用意はされて来なかつた。したがつて日本音楽は西洋音楽と異なつて「独特」であるという以上の説明をすること、あるいは「日本音楽は変わつてゐる」という印象以上のものを与えることは、日本音楽の訓練をあまり受けていない学校教員にとっては無理である。

鑑賞の教材の選定にあたつて、その基準は以下のとく述べられている。

(4) 鑑賞教材として、次のような教材を選んで指導するものとする。

- ア 曲種は、わが国や諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、平易で親しみのもてるものとすること。
- イ 楽曲を特徴づけているリズム、旋律、和声、音色などが感得し理解しやすいものとすること。
- ウ 生徒の心情に訴えるものとすること¹²。
- エ 次の6曲を、共通教材として含めること。

箏曲（そうきょく）「五段砧（ごだんきぬた）」 光崎検校（みつざきけんぎょう）作曲

三曲合奏「四季の眺（なが）め」 松浦検校原作

「春」（「和声とインベンションの試み」第1集「四季」から。）ビバルディ作曲

「魔王」 シューベルト作曲

「アルルの女」組曲 第1番、第2番 ビゼー作曲

「チゴイネルワイゼン」 サラサーテ作曲

上記アトイにあるように基本的に易しくてわかりやすい音楽を鑑賞させるということが述べられている。共通教材として6曲あげられている内の4曲はクラシック音楽もしくは西洋芸術音楽の範疇に入るものが、残り2曲が上の項目アで「わが国」と表現される日本の伝統的な音楽とされるものである¹³。この2曲の「日本の音楽については、音色や楽器の組み合わせの特色を中心に扱う。」という注意書きがあり、これら以外の要素を教えることには関心が無いか諦めているようである。「使用楽器

10 「第1学年、2内容、E 鑑賞」の(1)より。<http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm> (2013年10月7日)

11 「第1学年、2内容、E 鑑賞」の(3)のイ。

12 今日ではこのようなことを教師が判断出来ると考えるのは僭越に過ぎると思われる。

13 上記アにおいて「諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲まで…」となっているにもかかわらず、これら4曲はすべてヨーロッパ地域（イタリア、オーストリア、フランス、スペイン）からの音楽であり、時代的にも偏つており、四季（1725年）、魔王（1815年）、アルルの女（1872年）、チゴイネルワイゼン（1878年）と18-19世紀の作品である。

が違って音色が違う、だから日本音楽は西洋音楽とは異質なものだ」、ということだけが学習結果となるだろう。

引き続き昭和44年発行の学習指導要領について第2学年の部分を検討する。学年目標として、7つあるなかで日本の音楽にかかわるものは6番目に登場する。「郷土の音楽やわが国および諸外国の民謡、民族音楽の特色を味わわせる。¹⁴」となっており、第一学年の目標とほぼ同じである¹⁵。指導要領作成者が何をもってして、「郷土の音楽やわが国および諸外国の民謡、民族音楽の特色」と考えているのか明確ではないが、その特色について作成者がこう考えたであろうことが、「内容」の説明に一部見られる。

日本音楽の特性として、「長音階、短音階および日本の音階における全音と半音の位置がそれぞれに異なること¹⁶。」と書かれており、日本音楽の音階が西洋音楽の長調や短調と異なるということを説明している。「日本の音階」が何を指すのか明記されていないが、上の第1学年についての説明において登場した陰旋と陽旋の音階のことを意味したものであると推測される。この説明において注意すべきなのは、日本の音階の全てがあたかも平均律に基づいているかのような印象を与えてしまっていることである。この点で伊沢修二らが『音楽取調成績申報書』(1884)で示した明治以来の主張に沿ったものとなっている。

歌唱についての説明はほぼ西洋的な歌に関連する事項の指示で終始し、日本の音楽についての言及があるのは教材に関する部分においてのみである。

イ 「曲種は、わが国や諸外国の民謡および古典の歌曲から現代の歌曲までのうち、平易で音楽的なものとすること。」

オ 次の4曲を、共通教材として含めること。

「斎太郎節(さいたろうぶし)」(「大漁うたい込み」から。) 宮城県民謡

「サンタ ルチア」 小松 清作詞、ナポリ民謡

「夏の思い出」 江間章子 (しょうこ) 作詞、中田喜直 (よしなお) 作曲

「勝利をたたえる歌」(オラトリオ「マカベウスのユダ」から。) 藪田 (やぶた) 義雄作詞、

ヘンデル作曲

(「B 歌唱、(4) 歌唱教材として、次のような教材を選んで指導するものとする。」より¹⁷。)

歌唱共通教材として4曲あるうち、宮城県民謡の「斎太郎節(さいたろうぶし)」と日本人による歌曲の「夏の思い出」と日本のものが2曲入っている。1曲目の「斎太郎節」に「さいたろうぶし」と読み仮名がふってあるが、より一般的な呼称は「さいたらぶし」である。この歌は宮城の人にとって郷土の歌という扱いになるのであろうが、昭和2年(1927年)に後藤桃水が組曲「大漁うたい込み」の一部として組み入れた歌である。残り2曲はヨーロッパの音楽である。第1学年の時と同様に、ヨーロッパ(の一部であるイタリア)の歌「サンタ ルチア」で「諸外国の民謡」として十分であると理解していたようだ¹⁸。

器楽についても西洋音楽の演奏が前提であり、説明はほぼ全部西洋音楽に関するものである。日本

14 第2学年、1 目標、(6)。http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm (2013年10月7日)

15 第1学年の目標の(6)には、「郷土の音楽やわが国および諸外国の民謡、民族音楽に親しみをもたせる。」とある。

16 「2 内容、A 基礎、(2) 旋律に関して、音の高低、音階の特性、フレーズのまとまり方および音程の特徴を感じ理解させる。」より項目イ。http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm (2013年10月9日)

17 http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm (2013年10月9日) ア、ウ、エの項は省略。

18 ここでナポリ民謡として紹介されている「サンタ ルチア」はイタリア語に訳されたものをテオドロ・コットラウ(1827-1879)が19世紀に編曲・出版したものが元となっている。そして本来は外国の民謡としてあるべきものが日本語の歌詞で歌われることの不自然さについての言及はない。

音楽に関しては、「曲種は、わが国および諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、平易で親しみやすいものとすること。¹⁹」とだけある。「創作」に関しては日本音楽に関する説明は無い。比較的日本音楽に関する記述が多くなるのが「鑑賞」である。「日本の音楽や諸外国の音楽がもつそれぞれの特質やよさを味わって聞くこと。²⁰」や「日本の音楽には、洋楽とは違った形式のあることを知ること。²¹」などの注意が述べられ、教材について、

(4) 鑑賞教材として、次のような教材を選んで指導するものとする。

ア 曲種は、わが国や諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、平易で親しみのもてる芸術的なものとすること。

イ 楽曲を特徴づけているリズムや旋律、和声、音色、様式などが感得し理解しやすいものとすること。

ウ 生徒の心情に訴えるものとすること。

エ 次の6曲を、共通教材として含めること。

長唄(ながうた)「小鍛冶(こかじ)」 杣屋(きねや) 勝五郎作曲

雅楽「越天楽(えてんらく)」 日本古曲

小フーガ ト短調 バッハ作曲

ピアノソナタ イ長調K.331「トルコ行進曲付き」 モーツァルト作曲

バイオリン協奏曲 ホ短調 メンデルスゾーン作曲

「青少年の管弦楽入門」(パーセルの主題による変奏曲とフーガ) ブリテン作曲

上記「ア」に述べられた曲種について後で、「(4)のアの「単音楽²²」については、幅広く考え、単旋律のほかに日本の音楽等に現われるものも含めて扱うようにする。²³」と補足の説明がされている。そして共通教材についてはさらに細かく、

(5) 内容のEの(4)のエの「共通教材」のうち、長唄については、声楽曲における拍節的でない歌い方、歌と伴奏とのずれ、すなわち複リズム、速度の複雑な変化、旋律的部分とリズム的部分の対比による曲の組み立て方を中心とし、雅楽については、その編成、楽器の種類、楽器の役割を中心として取り扱う。

(「第2学年、3 内容の取り扱い」より)

第3学年は第1学年や第2学年と大きく異なる点がある。それは授業時数で、第1、2学年では年間授業時数が70であったものが、第3学年においては半分の35に減らされていることである²⁴。授業時数は1単位が50分となっていて、この変化は1、2年生時には週2時間音楽の授業があったのが、3年生になると週に1回授業になるという感覚である。

授業時数としては半分になるものの、目標や内容は、第3学年は第2学年まで行ったことの延長となる。3年生の学年目標を見ると他の学年の目標と同様7つあり、そのうちの6番目に、「郷土の

19 「C 器楽、(4) 次のような楽器の編成および教材を選んで指導するものとする。」よりウ。

20 「E 鑑賞、(1) いろいろな楽曲のもつ美しさやおもしろさを味わわせ、進んで鑑賞する意欲を高める。」よりイ。

21 「E 鑑賞、(3) 鑑賞に必要な理解を深める。」よりウ。

22 単音楽は单声音楽、つまり単旋律のモノフォニーの音楽のことをさすものとして使われたようである。上記説明文中に「単音楽」ということは登場しておらず、定義も与えられていないことから、当指導要領作成時に確認を怠ったものであると思われる。

23 「第2学年、3 内容の取り扱い」より (4)

24 『学制百年史』「第二編 戦後の教育改革と新教育制度の発展、第二章 新教育制度の整備・充実(昭和二十七年～昭和四十七年)、第三節 中等教育、一 中学校の教育内容・方法の改善、学習指導要領の改訂」(表49 中学校の教科等と授業時数) 参照。http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317811.htm (2013年10月13日)

音楽やわが国および諸外国の民謡、民族音楽の特色を味わわせるとともに、日本の音楽の動向に関心をもたせる。²⁵」となっている。

内容に関しても、「第2学年までの経験を整理する観点から、この応用と発展とを図るようにする。²⁶」とされており、2年生とほぼ変わりない。たとえば、旋律に関しての説明において、「長音階、短音階および日本の音階における全音と半音の位置がそれぞれに異なること。²⁷」と述べているのは第2学年から変化なしである。歌唱の項でも、他学年同様、説明のほとんどは西洋音楽に関するものであり、日本音楽に関しては教材の説明に、「曲種は、わが国や諸外国の民謡および古典の歌曲から現代の歌曲までのうち、平易で芸術的なものとする。²⁸」とある他は、共通教材の説明においてのみである。

3年生の歌唱共通教材はこれまでと違う点が幾つかある。まず今までの4曲から3曲に少なくなっている点が1つである。そのうちの2曲は日本の歌と西洋ものより多くなっていること。もっとも滝廉太郎作曲の「花」はいわゆる芸術的な日本歌曲で、西洋音楽の技法を用いている。残りの1曲はヨーロッパ由来では無く、アメリカの作曲家の作品である点も新しい。

オ 次の3曲を、共通教材として含めること。

「かりぼし切り歌」 宮崎県民謡

「花」 武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲

「故郷の人々(スワニー川)」—The old folks at home (The Swanee River)

勝承夫(よしお)作詞、フォスター作曲

(「第3学年、2 内容、B 歌唱」より)

器楽についても、2年生の部分の説明とほぼ同じことが書かれている。すなわち、説明はほぼ全部西洋音楽に関するものであり、日本音楽に関しては、「曲種は、わが国および諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、芸術的で平易なものとすること。²⁹」とだけある。「創作」に関しても日本音楽に関連する説明は2年生同様無い³⁰。

比較的日本音楽に関する記述が多くなるのが他学年同様「鑑賞」である。「日本の音楽や諸外国の音楽がもつそれぞれの特質やよさを理解し、味わって聞くこと。³¹」や「日本の音楽には、独特な演出法があることを知ること。³²」などの注意が述べられている。ここで「独特な演出法」と書かれているが、それが何を意味するのか具体的な説明はない。それに続く「内容の取り扱いについて³³」から推測することもある程度可能だが、「演出法」という表現にはそぐわない感がある。鑑賞教材の選び方についての説明は第2学年と大体同じである³⁴。

(4) 鑑賞教材として、次のような教材を選んで指導するものとする。

ア わが国や諸外国の古典から現代にわたる楽曲のうち、平易で親しみのもてる芸術的なものと

25 「第3学年、1 目標」の(6)。http://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-5.htm (2013年10月11日)

26 「第3学年、3 内容の取り扱い、(1)」より。

27 「第3学年、2 内容、A 基礎、(2) 旋律に関して、音の高低、音階の特性、フレーズのまとまり方および音程の特徴を感じ理解させる。」のイ。

28 「第3学年、2 内容、B 歌唱、(4) 歌唱教材として、次のような教材を選んで指導するものとする。」のイ。

29 「第3学年、2 内容、C 器楽、(4) 次のような楽器の編成および教材を選んで指導するものとする。」よりウ。

30 「第3学年、2 内容、D 創作」参照。

31 「第3学年、2 内容、E 鑑賞、(1) いろいろな楽曲のもつ美しさやおもしろさを味わわせ、進んでよい音楽を求めるようになる。」よりイ。第2学年と同じ。

32 「第3学年、2 内容、E 鑑賞、(3) 鑑賞に必要な理解を深める。」よりウ。

33 「尺八曲については、ポルタメントと微小な音程、拍節的でないリズムの効果を中心とし、義太夫節については、人物表現、義太夫三味線(しゃみせん)の音色と効果、ことばと地合いと節(ふし)との関係を中心として取り扱う。」(「3 内容の取り扱い」の(5)より)。

34 第2学年と第3学年の「2 内容、E 鑑賞」の(4) 参照。

すること。

- イ 歴史的、民族的な特徴を感得し理解しやすいものとすること。
- ウ 生徒の心情に訴えるものとすること。
- エ 次の5曲を、共通教材として含めること。

尺八曲「鹿の遠音 (しかのとおね)」 作曲者不明

「木遣(きやり)の段」(義太夫節 (ぎだゆうぶし) 「三十三間堂」から。)

鶴沢 (つるざわ) 重次郎作曲

交響曲 第6番 へ長調 作品68「田園」ベートーベン作曲

交響詩「はげ山の一夜」 ムソルグスキー作曲

弦楽四重奏曲 へ長調 作品96「アメリカ」 ドボルザーク作曲

イの項はこれまで、「楽曲を特徴づけているリズムや旋律、和声、音色、様式などが感得し理解しやすいもの」となっていたが、「歴史的、民族的な特徴を感得し理解しやすいもの」に変化した。これに関して、エの項にあげられている共通教材の妥当性を検討してみたい。

時代別に作品の成立年代を比較してみると、ベートーベンの田園交響曲は1808年、ムソルグ斯基の交響詩は1867年、ドボルザークの弦楽四重奏曲は1893年と、たとえ古典派からロマン派という音楽史上の流れを見出すことは不可能ではないにしても、いずれの曲も同じ19世紀の作品で大差は無いことがわかる。もう一方、「民族的な特徴」というのは、日本音楽と西洋音楽が違うということを示したかったものであろう。そうであるとしても、形式、様式、成立時期、楽器編成等々が異なるこれらの作品群について何を基準にして特徴であると言いたいのか不明である。歌唱共通教材の場合と同じく、3年生の観賞用共通教材は2年生のものより1曲減じられている。

この学習指導要領には、目標と内容以外に、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」というものが新たに加えられた。その中に日本音楽に関する注意が2つある。その1つは、「和楽器については、楽曲の性格や生徒の能力に応じて、たとえば箏や打楽器類などを用いることはさしつかえないこと³⁵。」であるが、和楽器という単語が登場したのは初めてである。上述したように器楽の説明では、「曲種は、わが国および諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、平易で親しみやすいものとすること。(第1学年)」「曲種は、わが国および諸外国の古典の楽曲から現代の楽曲までのうち、芸術的で平易なものとすること。(第2、3学年)」というものが日本音楽関連であった。これに対して、「和楽器などを用いることはさしつかえない」とわざわざ注意書きがあるのは奇天烈であるが、裏を返せばこの注意は、西洋音楽が中心として教えられており、日本の学校教育の中で日本音楽が周縁に追いやられているかということの証しである。注意の2つ目を下に引用したが、これも一読しただけで、非常に奇妙な内容の文章であることが明らかであろう。

日本の音楽を取り扱うに際しては、伝統的な楽曲のほかに、近代・現代のものも積極的に取り上げるようにすること。また、鑑賞のための資料として、和楽器を用いてもよいこと³⁶。

まず、日本音楽を扱う授業にもかかわらず、わざわざ「和楽器を用いてもよい」との文言を書いて注意を喚起しなければならなかったことは、学校教育において日本音楽がないがしろにされて来た事をしめしている。この文ではほかに、伝統的な楽曲以外にも近代や現代の作品も積極的に紹介するよ

35 「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い、4 第2の各学年の内容のCの指導に当たっては、次の事項を考慮するものとする。」より(2)。

36 「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い、6 第2の各学年の内容のEの指導に当たっては、次の事項を考慮するものとする。」より(3)。

うに促している。しかし、鑑賞の共通教材としてあげられている17曲中に、20世紀以降の作品はB.ブリテンが1945年に作曲した『青少年のための管弦楽入門』が1曲あるのみである。上記（4）のアで、「わが国や諸外国の古典から現代にわたる楽曲...」を選んで指導することとあり、現代の作品も含めて教えるようにとは一応書かれている。ただし日本音楽についても西洋音楽についても共通の教材として提示はされておらず、学習指導要領は現代の作品を重視していないという印象を与える。上述したブリテンの作品についてもオーケストラの楽器を紹介するのが主目的の教育的な内容のもので、作品の使用目的や演奏が記録された媒体などを除き、ただこの音楽について音の使い方で判断した時に、これを現代的な音楽とするにはかなり無理があるだろう。

まとめ

昭和後期に発行された学習指導要領で掲げられる目標からは、西洋音楽以外のもの、日本音楽も学校教育の場で扱うことを奨励しているような印象を与える。しかし青柳（2013）でも述べているように、この一見では広く視野を確保しようとしているような言い方とは裏腹に、日本の学校音楽ではあくまで小学校で習った西洋音楽的な知識を基礎にした上でのことだったということが判明する³⁷。昭和44年発行の中学校学習指導要領においても、本論中で共通教材が示す内容について述べたように、日本音楽はわずかに程度に登場するのみである。

「わが国」ということばに代表される内向きのナショナリズムが学習指導要領の示す音楽科教育の方向性のひとつとして見られる。しかしこれは本来こうあるべきだろうというイデオロギーとして表明された意味合いが強いように思われる（青柳2013）。つまり、指導要領作成者自身が実際の教育現場に特段の変化をもたらしうるものとして考えた末に作成したものなのかどうかは疑問である。言い方を変えれば、指導要領作成者自身は日本音楽を教える必要性を感じていなかったのではないかと思われるほど、「わが国」の音楽文化について具体的な記述が少ないのである。

紙幅の都合上、今回は昭和44年発行の版を扱うにとどめる。これ以後の昭和52年、平成元年、平成10年、平成19年発行の学習指導要領については、今後の検討課題とする。

参考文献

- 青柳孝洋 2012. 「日本の学校教育における日本音楽 - 1 - 小学校（学習指導要領）編」『岐阜大学教育学部研究報告』61（1），51–60
- 青柳孝洋 2013. 「日本の学校教育における日本音楽 - 2 - 中学校（学習指導要領）編：1（昭和22年～33年）」『岐阜大学教育学部研究報告』62（1），39–49
- 上原六四郎 1895. 『俗楽旋律考』東京：金港堂書籍
- 音楽取調所（編）1884. 『音楽取調成績申報書』
- 文部省 1947. 『学習指導要領 音楽編（試案）昭和二十二年度』
<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm>（項目別のURLとアクセス日については脚注に記載）
- 文部省 1951. 『中学校 高等学校 学習指導要領 音楽科編（試案）昭和26年（1951）』
<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/index.htm>（項目別のURLとアクセス日については脚注に記載）
- 文部省 1958. 『文部省発表 中学校学習指導要領 昭和33年（1958）改訂版』東京：明治図書出版
<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/index.htm>（項目別のURLとアクセス日については脚注に記載）
- 文部科学省（学制百年史編集委員会）1981. 『学制百年史』東京：帝国地方行政学会
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm（項目別のURLとアクセス日については脚注に記載）

³⁷ 「ヨーロッパ音楽こそが重要であり、それ以外の音楽はヨーロッパ音楽の基礎が出来た後に多少触れるもの、という昭和22年試案に示された音楽教育の思想がその後登場した版においても踏襲（青柳2013）」されてきたのである。

